

政令-3(1)	二塩化カルボニル		
英文名	Carbonic dichloride		
別名	ホスゲン カルボニル=クロリド(一クロライド) クロロギ酸クロリド(一クロライド) オキシ塩化炭素 塩化カルボニル 塩化炭酸 二塩化炭酸		
英文別名	Phosgene Carbonyl chloride Chloroformyl chloride Carbon oxychloride		
*通称名又は グループ名 又は商品名			
輸出統計品目No	2812.11-000	化審法No	1-124
CAS No	75-44-5		
分子式	CCl ₂ O		
構造式	<div style="text-align: center;"> $\begin{array}{c} \text{O} \\ \\ \text{Cl} - \text{C} - \text{Cl} \end{array}$ </div> <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 分子量 98.92 (計算) 融点 -128 °C 沸点 8.2 °C 比重 d₄⁰1.435 屈折率 </div>		
性状	<ul style="list-style-type: none"> ・許容濃度:0.1ppm(0.4mg/m³) ・純粋なものは無色。 ・市販品は淡黄緑色の刺激臭のある液体。 ・ベンゼンやトルエンによく溶ける。 ・水で徐々に分解し、炭酸ガスと塩酸になる。 ・工業原料として重要であるが、毒ガスであり、取扱いに注意。 		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・染料及び染料中間体の原料 ・ポリウレタン系諸製品及び繊維処理剤 ・除草剤 ・医薬品、可塑剤及びポリカーボネート樹脂の原料 ・火薬安定剤や紫外線吸収剤の原料 ・農薬の原料 ・塩素置換剤 		
生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・国内生産:2社 ・輸入:1社 		
化学兵器禁止条約関連	AG Noと名称	—	
	CWC Schedule 3 A. Toxic Chemicals: 貨物等省令、運用通達 化兵法	(1)Phosgene:Carbonyl dichloride 貨物等省令 第2条第1項第二号 ニ 運用通達(解釈) 3 化兵法施行令: 別3第2種指定物質・毒性物質 (一)	
	軍事コメント	基本的化学物質であるが、窒息剤ホスゲンそのもの。民需との区別が困難であるので、エンドユースの確認が重要である。	
その他 (適用法令等)	毒劇法: 指指令第1条 毒物(含む製剤) 消防法: 第9条の3 危険物令第1条 貯蔵等の届出を要する物質 労安法: 特定化学物質障害予防規則第2条 特定化学物質第3類物質2 労安法: 第57条1 施行令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物 労安法: 第57条の2 施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物 港則法: 第21条2 施行規則第12条 危険物(危険物・高圧ガス) 航空法: 施行規則194条 輸送禁止 船舶安全法: 規規則第3条 高圧ガス		